

平成 26 年度公益財団法人国際湖沼環境委員会事業計画

平成 26 年度公益財団法人国際湖沼環境委員会は国連環境計画（UNEP）や滋賀県等の支援・協力を得て以下の活動を行い、統合的湖沼流域管理（ILBM）の世界展開を進め、開発途上国など世界の湖沼・流域の持続的な環境管理の推進を図る。

イタリア、ウンブリア州の中心都市ペルージャにおいて現地関係機関とともに第 15 回世界湖沼会議（WLC15）を開催し、湖沼とその流域の環境保全に係る知識と経験の交流を図る。

また、地球環境ファシリティ（GEF）からの委託事業である国際越境水域評価プログラム大規模プロジェクト（TWAP-FSP）の最終年度であり、その成果の集約を行う。

さらに途上国の人材育成のために独立行政法人国際協力機構（JICA）委託の湖沼環境保全のための統合的流域管理研修を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、平成 25 年度から 29 年度を対象とする中期経営改革方針に基づき当財団の使命の遂行と地域社会への貢献を念頭に置いて喫緊の課題である財務基盤改善に向けて積極的に取り組む。

公益目的事業

I. 世界の湖沼保全のための基盤事業

1. 科学委員活動運営事業

WLC15 開催時にペルージャで科学委員会総会を開催し、今後の科学委員会の事業計画・体制および活動方針の協議・調整を行う。また、年間を通じて、ILEC の活動に係る協力要請をするとともに、世界の湖沼課題への対応等につき科学委員相互の情報交換を図る。

2. 世界湖沼会議企画協力事業

9 月 1-5 日の予定でイタリア・ウンブリア州ペルージャにおいて現地のウンブリア科学ミーティング協会（USMA）とともに第 15 回世界湖沼会議（WLC15）を「湖沼は地球の鏡—生態系と人間活動の健やかな調和に向けて—」というテーマのもとで開催する。広範な分野の分科会を用意して世界の湖沼と流域の現状と課題につき活発な議論を行う。この会議には科学者のみならず、行政担当者、資源管理者、国際協力関係者および NPO や子供を含む一般市民など幅広い参加と相互の交流を図る。

また、2016 年に第 16 回世界湖沼会議（WLC16）の開催を希望するインドネシアに科学委員を派遣し、会議の構想等につき関係研究機関や政府関係者との協議を進める。

3. 世界湖沼データベース・知識ベース整備事業

現在当財団のホームページからも利用できる世界湖沼データベースは 1999 年に作成したもので、データが陳腐化してきており、その更新をどのようにしていくかが懸案事項となっている。本年度は、科学委員など世界の専門家の協力による随時データの更新が可能な手法等につき検討を進める。

滋賀大学等とともに開発してきた知識ベースは改訂を経て、現在 LAKESⅢとして TWAP 事業などに実際に活用される段階に入り、このシステムの有用性が内外で高く評価されるようになってきた。

本年度は知的財産としての法的整理を踏まえたうえで、国際機関や途上国などへ積極的にアピールして LAKESⅢがさらに活用範囲を拡大するようにしていくとともに必要な改良を行う。

4. 湖沼保全活動広報啓発事業

(1) 国際的科学ジャーナル誌 ” Lakes & Reservoirs ” の編集・発行

引き続き、湖沼環境に関する国際的な科学ジャーナル誌である ” Lakes & Reservoirs ” を科学委員の協力を得て監修・編集し年 4 回発行する。今年度は出版社と次年度以降の全面オンライン化に向けた準備・協議を進める。

(2) ニュースレターの発行、ホームページの更新による情報提供

当財団の活動を広報するため、ニュースレター（日・英）を年 2 回発行するとともに、インターネットのホームページを逐次更新して情報提供を行う。

(3) メールマガジン、Facebook による情報配信

広報強化のために昨年より開始したメールマガジン、Facebook による国内外への情報配信を適時に行う。

II. 湖沼流域管理研修事業

1. ILBM 研修事業

JICA からの委託を受けて、平成 17 年度から実施している集団研修「湖沼環境保全のための湖沼流域管理コース」を開発途上国の技術系行政官および研究者を対象に 関係機関の協力を得て実施する（9-11 月）。

2. 環境教育等研修事業

JICA から委託を受け一昨年度まで実施していた「水環境を主題とする環境教育研修」の後継研修事業につき企画・開発を進める。

昨年度に引き続き滋賀県の中国湖南省下水道技術者研修実施に協力するとともに、滋賀県水環境ビジネスフォーラムに関連する事業の実施に協力する。

このほか、学校教育機関、地方自治体、企業等と連携して地域貢献に資するさまざまな環境研修事業の実施に努める。

III 国際機関との共同連携による統合的湖沼流域管理推進事業

1. UNEP 共同協力事業

平成 23 年に UNEP-DEWA と当財団との間で締結した MOU に基づき、両者が共同して実施する途上国に向けた ILBM の開発と普及の推進を図る。平成 26 年度は WLC15 において関連する共同セッションを開催する。

2. 国際越境水域評価プログラム（TWAP）推進事業

国際越境水域評価プログラムは GEF の資金を活用して 5 つの国際越境水域（河川、湖沼、地下水、沿岸海洋生態系、海洋域）を地球規模で評価し、人間活動に起因するリスクの観点から順位付けを

行うものであり、ILEC は湖沼の責任機関として、滋賀大学およびテキサス州立大学と連携してプロジェクトチームを立ち上げて大規模プロジェクト(TWAP-FSP)を実施している。本年度はその最終年度であり、地球規模のデータに基づく GIS 解析、地域別の専門家会議の討議に加えて、湖沼流域に密着したアンケートを活用して成果を取りまとめて GEF に報告する。

3. ILBM 国際連携推進事業

(1) SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) 連携事業

IPSI は国連大学高等研究所に事務局を置き生物多様性保全の国際的な取組を進めている。これに関連して当財団は今年度公益信託経団連自然保護基金に「ヒマラヤ湖沼・湿地の生物多様性保全を見据えたガバナンス強化と支援」として、ネパールの NGO による ILBM プラットフォームづくりを側面的に支援するために助成を申請し、活動を行う。

(2) 湖沼モニタリング調査・GIS 等技術検討事業

湖沼流域管理に不可欠な湖沼の水質等モニタリング調査機器や GIS、さらにはリモートセンシングによる情報収集手法に関する技術情報を収集し、途上国等での普及を図る。

(3) 湖沼流域政策研究事業

日本および海外の湖沼の ILBM 推進を目的にした滋賀大学、滋賀県立大学、ILEC の三者の研究協力協定に基づき「流域政策研究フォーラム」を中心に国内の大学、研究機関とともに湖沼流域政策研究を進める。

(4) ILBM ハートウエア協力事業

湖沼と流域のガバナンスの向上を図るために、ハードウエアやソフトウェアの動員のみならず、心や文化、記憶など人々の心のよりどころとしての「ハートウエア」アプローチの可能性につき議論する「ILBM ハートウエア国際シンポジウム/専門家会議」(主催：滋賀大学)の開催に協力する。

4. ILBM 普及啓発事業

(1) アフリカにおける ILBM 推進事業

昨年 6 月 TICAD V パートナーシップ事業として実施した「アフリカにおける ILBM 国際シンポジウム」の成果を受けて、アフリカにおける ILBM 展開を中期的な戦略で推進していく。今年度は、これまでの取り組みによってビクトリア湖ニャンザ湾流域やナクル湖において ILBM プラットフォームが形成されており、また EAGLO (アフリカ東部大湖沼委員会)の活動の中心でもあるケニア共和国をアフリカにおける ILBM 戦略の拠点とするための体制づくりを行う。また、9 月の WLC15 の機会を活用して次年度以降のアフリカ西部、北部への展開に向けたネットワークづくりに着手する。これらの事業は地球環境基金の助成を受けて実施する。

(2) ILBM プラットフォームガイドライン作成事業

これまでの世界各地で実施されている ILBM プラットフォームプロセスの取組の最新の情報を網羅、整理して既存のガイドラインを改定更新する。

法人会計

1. 公益財団法人運營業務

公益財団法人に関する法令等を遵守し、適正な財団運営に努める。

中期経営改革方針に従い、収入の増大と支出の削減を図るとともに、経営基盤改善の具体的対応策につき検討を進め、早急な対策の実現に努める。

2. UNEP センター施設管理運営事業

国連環境計画国際環境技術センターの敷地（面積 12,719 m²）と建物（延面積 3,018 m²）の適切な維持管理を実施する。